

武蔵野市恩給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市恩給条例の一部を改正する条例

武蔵野市恩給条例（昭和25年2月武蔵野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
第9条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。 <u>ただし、株式会社日本政策金融公庫その他の法律で定められた金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	第9条 恩給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできない。	ただし書の削除

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている恩給を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（提案理由）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行による株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。